

特定口座年間取引報告書等の取扱変更について

平素は常陽銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

法令改正を受け、「特定口座年間取引報告書」および「上場株式配当等の支払通知書」（以下、「報告書等」）の交付の取り扱いを変更するとともに、関連する約款等を改定しますので、お知らせします。

今後もお客さまにご満足いただける商品・サービスの提供に努めてまいりますので、変わらぬご愛顧を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

<変更概要>

- ・法令改正により、報告書等につきましては、お客さまへの電子交付が可能となり、確定申告をする場合の添付を要しないこととなりました。

本件により、お客さまの利便性向上と環境への配慮（紙使用削減）のため、2020年分からの報告書等につきましては、投資信託取引報告書等の[電子交付サービス](#)をご利用のお客さまへは、電子交付とさせていただきます。また、譲渡や配当等がないお客さまへは交付を終了させていただきます（必要な場合にはお申し出ください）。その他のお客さまへは、これまでどおり郵送で交付いたします。

<改定約款等>

- ・特定口座約款
 - ・投資信託取引報告書等の電子交付サービスに関するご案内
- 改定の新旧対照表は、別紙をご覧ください。

<改定日>

- ・2020年1月6日（月）

以 上

【新旧対照表】

<特定口座約款>

改定前	改定後
<p>第11条（特定口座年間取引報告書等の送付）</p> <p>当行は、租税特別措置法第37条の11の3第7項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を、翌年1月31日までに1通をお客さまに交付し、1通を所轄の税務署長に提出いたします。第13条（特定口座の廃止）によりこの契約が解約されたとき（第13条第4項に該当し解約されたときを除きます。）は、当行は、その解約日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客さまに交付いたします。</p>	<p>第11条（特定口座年間取引報告書等の送付）</p> <p>当行は、租税特別措置法第37条の11の3第7項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を、翌年1月31日までに1通をお客さまに交付し、1通を所轄の税務署長に提出いたします。第13条（特定口座の廃止）によりこの契約が解約されたとき（第13条第4項に該当し解約されたときを除きます。）は、当行は、その解約日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客さまに交付いたします。<u>ただし、その年に譲渡や配当等がないお客さまには交付いたしません（お客さまから請求があった場合は除きます）。</u></p>

<投資信託取引報告書等の電子交付サービスに関するご案内>

改定前	改定後
<p>2. 電子交付対象書面</p> <p>当サービスの対象となる報告書等は、以下の<u>6種類</u>です。</p> <p>(1) 取引報告書</p> <p>(2) 取引残高報告書</p> <p>(3) 投資信託分配金のお知らせ（兼再投資報告書）</p> <p>(4) 分配金・償還金お支払いのご案内（支払通知書）</p> <p>(5) 特定口座源泉徴収（還付）明細書</p> <p>(6) 運用報告書</p>	<p>2. 電子交付対象書面</p> <p>当サービスの対象となる報告書等は、以下の<u>8種類</u>です。（現行どおり）</p> <p>(7) <u>特定口座年間取引報告書</u></p> <p>(8) <u>上場株式配当等の支払通知書</u></p> <p><u>なお、(5) (7) (8) については、特定口座内における公共債のお取引分も含まれます。</u></p>